自動車リサイクル法

フロン類回収業者の登録について

長崎県廃棄物対策課
長崎市廃棄物対策課
佐世保市廃棄物指導課

１．自動車リサイクル法の目的

自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）は、自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

２．使用済自動車とは

使用済自動車とは、自動車（※）のうち、その使用を終了したものをいいます。

※）自動車リサイクル法において、「自動車」とは道路運送車両法第２条第２項に規定する自動車をいいますが、一部対象外の自動車がありますので、ご注意ください。

３．使用済自動車等の流れ

使用済自動車等の流れは次のようになります。

→　使用済自動車等の流れ

４．フロン類回収業者とは

使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからフロン類の回収を行う事業者は、フロン類回収業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市長への登録が必要です。

なお、フロン類回収業者の実務を行なっていただくためには、別途、自動車リサイクルシステムへの登録が必要です。

【フロン類回収業者の主な役割】

役割１	**使用済自動車の引取りと引取報告の実施** ・引取業者から使用済自動車の引取りを求められた時は、正当な理由がある場合を除き、使用済自動車を引き取る必要があります。使用済自動車を引き取った時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理センターに引取報告を行う必要があります。
役割２	**基準に従ったフロン類の回収** ・フロン類回収業者は回収基準（フロン回収破壊法と同じ）に従ってフロン類を回収する必要があります。 ・フロン類を回収した時は、その都度車台ごとに、自動車メーカー等に引き渡すものが再利用するものかを選択して電子マニフェストシステムの画面上で入力してください。
役割３	**フロン類の引渡しと引渡報告の実施** ・回収したフロン類は、再利用する場合を除き、フロン類運搬基準（フロン回収破壊法と同じ）に従って自動車メーカー等の指定する指定引取場所に引き渡す必要があります。 ・フロン類の引渡報告を前提として、自動車メーカー等からフロン類回収料金が支払われます。
役割４	**使用済自動車の引渡しと引渡報告の実施** ・フロン類を回収した後、使用済自動車を都道府県知事等の許可を受けた解体業者に引き渡す必要があります。 ・使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェスト制度によりすみやかに情報管理

	センターに引渡報告を行う必要があります。 注 引渡しの際は、使用済自動車とリサイクル券等をあわせて引き渡してください。
役割５	**フロン類年次報告の実施** ・毎年度終了後１ヵ月以内（４月末まで）に、前年度の引渡量・再利用量・保管量等につき、電子マニフェスト制度により年次報告を行う必要があります。 注 以上の役割を果たさなかった場合は、都道府県知事等から勧告・命令を受けたり、フロン類回収業者の登録を取り消される場合があります。

※）使用済自動車を自ら運搬する場合は、廃棄物処理法の業の許可は不要ですが、廃棄物処理基準に従う必要があります。

※）部品取りを行うためには、別途解体業の許可を取得することが必要です。

【参考】フロン類の回収に関する基準　法施行規則第６条関係

１．特定エアコンディショナーの冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ）の値が一定時間経過した後、下表のフロン類の充てん量の区分に応じ、それぞれの圧力以下になるよう吸引すること。（通常いわゆる２度引きが必要）

フロン類の充てん量	圧力
２ｋｇ未満	０．１ＭＰａ
２ｋｇ以上	０．０９ＭＰａ

２．フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有するものが、フロン類の回収を自ら行い、またはフロン類の回収に立ち会うこと。

５．フロン類回収業者の登録について

（１）申請方法

フロン類回収業の登録を受けようとする方は、以下の「７．申請書・届出書の提出方法」を参照して、各受付窓口に登録申請書を提出してください。

なお、提出書類については、以下の「６．提出書類」を参照してください。

（２）登録通知書の交付

登録がなされた場合は、登録通知書を交付します。

（３）登録の有効期間

登録の有効期間は、**５年**です。

（４）自動車リサイクル法への移行

平成１６年１２月３１日までにフロン回収破壊法の第二種フロン類回収業の登録を受けた方は、平成１７年１月１日以降、自動車リサイクル法のフロン類回収業者とみなされます。ただし、自動車リサイクル法に基づく５年ごとの更新手続きは必要です。

【注意点】

平成１６年１２月３１日までに引取業者が引き取ったカーエアコン付使用済自動車に関しては、平成１７年１月１日以降もフロン類管理書、自動車フロン券および旧方式での年次報告などフロン回収破壊法の仕組みに従うことが必要です。

また、この場合、自動車リサイクル法とは別にフロン回収破壊法に基づく５年ごとの更新手続きも必要です。

※）この場合の有効期間は、フロン回収破壊法の登録日から起算して５年となります。

６．提出書類

（１）新規申請及び更新申請の場合

種　類	内　　容
申請書	フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書（様式第三）
添付書類	申請者を確認できる書類（いずれか該当するもの）
	ア　申請者が法人の場合→商業登記簿謄本

	イ　申請者が個人の場合→住民票（本籍地(外国人にあっては、国籍等)記載のもの）の写し
	ウ　申請者が未成年であり、かつ、その法定代理人が個人の場合 →法定代理人の住民票の写し
	エ　申請者が未成年であり、かつ、その法定代理人が法人の場合 →法定代理人の登記事項証明書
	誓約書（添付様式１） （申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを誓約する書類）
	フロン類回収設備の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類
	ア　所有権を有する場合 →購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などの写し
	イ　使用権原を有する場合 →借用契約書、共同使用書、貸出書などの写し
	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し
	フロン類の回収基準に基づき、フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会う体制を説明する書類 （添付様式２）
	事業所の付近図（添付様式３）

（２）登録事項の変更届出

登録事項に次の変更が生じた場合は、変更後３０日以内に変更届出の手続きが必要です。

【届出が必要な変更事項】

○氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

○事業所の名称及び所在地

○法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）の氏名

○未成年者である場合において、その法定代理人が個人の場合には、その法定代理人の氏名及び住所

○未成年者である場合において、その法定代理人が法人の場合には、その法定代理人の名称及び住所並びに代表者の氏名

○未成年者である場合において、その法定代理人が法人の場合には、その法定代理人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）の氏名

○登録申請した「回収しようとするフロン類の種類」

○登録申請した「使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力及び台数」のうち、「設備の種類」に係る変更

（例えば、登録申請時に「ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用」を１台所有し、さらに「ＣＦＣ・ＨＦＣ兼用」を１台追加した場合は、変更届出の必要はありません。）

種　類	内　　容
申請書	フロン類回収業者変更届出書（様式第四）
添付書類	申請者を確認できる書類（いずれか該当するもの）
	ア　申請者が法人の場合→商業登記簿謄本
	イ　申請者が個人の場合→住民票（本籍地(外国人にあっては、国籍等)記載のもの）の写し

	ウ　申請者が未成年であり、かつ、その法定代理人が個人の場合 →法定代理人の住民票の写し
	エ　申請者が未成年であり、かつ、その法定代理人が法人の場合 →法定代理人の登記事項証明書
	誓約書（添付様式１）**※変更内容にかかわらず必ず提出してください。** （申請者等が法に定める欠格要件に該当しないことを誓約する書類）
	フロン類回収設備の所有権（又は使用権原）を有することを証する書類
	ア　所有権を有する場合 →購入契約書、納品書、領収書、販売証明書などの写し
	イ　使用権原を有する場合 →借用契約書、共同使用書、貸出書などの写し
	フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を示す書類 →取扱説明書、仕様書、カタログなどの写し
	フロン類の回収基準に基づき、フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会う体制を説明する書類 （添付様式２）
	事業所の付近図（添付様式３）　変更した事業所の付近図

※）添付書類は誓約書及び変更事項に該当するものを添付してください。

（３）廃業等の場合の届出

登録業者が次の左欄の事項に該当した場合には、該当する右欄の方はその日から３０日以内に廃業等の届出を行う必要があります。

届出が必要な場合	届出者
個人の事業主が死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	その清算人
フロン類回収業を廃止した場合	届出者＝個人→本人 法人→代表する役員

提出書類	内　　容
届出書	フロン類回収業者廃業等届出書
登録通知書 （登録予定番号通知書）	届出書提出の際、返納してください。

なお、届出の際、届出者の確認のため、身分証明書の提示を求めることがあります。

７．フロン類回収業者の登録手続き

（１）申請書の受付窓口

①長崎県内（長崎市及び佐世保市を除く）にフロン類回収業を行う事業所を有する場合
→事業所所在地を管轄する各県立保健所

②長崎市内にフロン類回収業を行う事業所を有する場合
→長崎市廃棄物対策課

③佐世保市内にフロン類回収業を行う事業所を有する場合
→佐世保市廃棄物指導課

名　　称		郵便番号	住　　所	電話番号
長崎県	西彼保健所	852-8061	長崎市滑石 1-9-5	095-856-0691
	県央保健所	854-0081	諫早市栄田町 26-49	0957-26-3305
	県南保健所	855-0043	島原市新田町 347-9	0957-62-3287
	県北保健所	859-4807	平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933
	五島保健所	853-0007	五島市福江町 7-2	0959-72-3125
	上五島保健所	857-4211	南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
	壱岐保健所	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260
	対馬保健所	817-0011	対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166
長崎市 廃棄物対策課		850-8685	長崎市桜町 6-3	095-829-1159
佐世保市 廃棄物指導課		857-0851	佐世保市稲荷町 1-8	0956-20-0660

（２）提出部数（申請者控えを含む）

①県立保健所へ提出の場合

３部（１部を正とします。保健所控え及び申請者控えはコピーで可。）

②長崎市廃棄物対策課及び佐世保市廃棄物指導課へ提出の場合

２部（１部を正とします。申請者控えはコピーで可。）

なお、申請者控えは受付後返却します。

（３）登録申請手数料

①新規申請及び更新申請の場合

５０００円

②変更届出及び廃業等届出の場合

手数料は必要ありません。

【注意点】

フロン類回収業の登録は、事業者ごとに引取業を行う事業所の所在地を管轄する長崎県知事または長崎市長、佐世保市長への登録が必要です。

例１　大村市と島原市に事業所を有する事業者
→ 長崎県知事への登録が必要です。

例２　長崎市と佐世保市に事業所を有する事業者
→ 長崎市長及び佐世保市長への登録が必要です。

例３　長崎市と諫早市に事業所を有する事業者
→ 長崎市長と長崎県知事への登録が必要です。

８．登録のための要件

フロン類回収業者の登録に当たっては、

①下記の欠格要件のいずれにも該当しないこと

②使用済自動車に搭載されている特定エアコンディショナーからのフロン類の回収の用に供する設備の種類及び能力が、フロン類の適正かつ確実な回収の実施に適合していると認められること

が必要です。

なお、登録申請書もしくは添付書類に虚偽の記載があったり、重要な事実の記載が欠けているときは登録を受けられませんのでご注意ください。

登録を受けられない条件（申請者等の欠格要件）

1. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
2. 自動車リサイクル法、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
3. 登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4. 登録を取り消された法人において、その処分のあった日前30日以内にその引取業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
5. 事業（フロン類回収業）の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6. 引取業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が上記1～5のいずれかに該当するもの
7. 法人でその役員のうちに上記1から5のいずれかに該当する者があるもの

※役員＝業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

９．自動車リサイクルシステムへの登録

フロン類回収業者は、電子マニフェスト制度による移動報告の実施やフロン類回収料金の受取りのために、長崎県知事または長崎市長、佐世保市長への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要です。

自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、電子マニフェスト制度による移動報告やリサイクル料金の収納の際に必要となる事業所コードと初期パスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用しての実務が可能になります。

【自動車リサイクルシステム登録手続きフロー】

自動車リサイクルシステムへの登録申込書は、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（受付窓口：自動車リサイクルシステム　事業者情報登録センター　Tel：０５０－３７８６－８８２２）から入手できるほか、「７．申請書・届出書の提出方法」に記載の受付窓口や県廃棄物対策課（Tel:０９５－８９５－２３７３）でも入手できます。

様式第三（第五十条関係）

フロン類回収業者　登　録
登録の更新　申請書

※登 録 番 号	
※登録年月日	

年　月　日

長崎県知事　様

（郵便番号）
住　所
氏　名　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第１項の規定により、必要な書類を添えてフロン類回収業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏　名	役 職 名

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）	
(ふりがな) 氏　名	
住　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名　　称	
ふりがな） 代表者 の氏名	
住　　所	（郵便番号） 電話番号

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

（ふりがな） 氏　　名	役職名

事業所の名称及び所在地

名　　称	
所 在 地	（郵便番号） 電話番号

回収しようとするフロン類の種類

ＣＦＣ	
ＨＦＣ	

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設備の種類	能　　力	
	200g/min 未満	200g/min 以上
ＣＦＣ用	台	台
ＨＦＣ用	台	台
ＣＦＣ、ＨＦＣ兼用	台	台

備考　１　※印の欄（登録番号及び登録年月日）は、更新の場合に記入すること。

２　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

３　「回収しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

４　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

添付様式１［欠格要件に該当しないことを誓約する書類］

誓　　約　　書

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５４条第２項の規定に基づき、同法第５６条第１項第１号から第７号（下記「欠格要件」）のいずれにも該当しないことを誓約いたします。

平成　　年　　月　　日

長崎県知事　　様

（申請者）住所
もしくは
（届出者）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

フロン類回収業登録申請者の欠格要件
【使用済自動車の再資源化等に関する法律第５６条第１項第１号から第７号】

第１号　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
第２号　この法律、フロン類回収破壊法若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）又はこれらの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者
第３号　第５８条第１項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から２年を経過しない者
第４号　フロン類回収業者で法人であるものが第５８条第１項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前３０日以内にそのフロン類回収業者の役員であった者でその処分のあった日から２年を経過しないもの
第５号　第５８条第１項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
第６号　フロン類回収業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
第７号　法人でその役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの
※役員＝業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。

添付様式２［十分な知見を有するものがフロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会う体制を有することを証する書類（法施行規則第６条「フロン類の回収に関する基準」関係)］

事業所における資格者(十分な知見を有するもの)の状況

申 請 者 名			
事業所の名称			
資 格 者 氏 名		役　職	
資 格 の 種 類			

フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有することを証する書類の添付もしくは記載をお願いします。

資格証・講習会修了証等を添付する場合

１）フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
２）自動車電気装置整備士
３）自動車整備士
などの資格証の写しを添付してください。

フロン類の回収作業に精通した方を記載する場合

エアコン整備業務、フロン類回収業務などの経験（経歴）を記載してください。

備考　１．事業所が複数ある場合は、別葉で添付すること。

添付様式３［事業所付近図］

事　業　所　付　近　図

事業所の名称	
事業所所在地	

備考　１．事業所の付近図を記載すること（住宅地図等の写しを貼付しても可）。

　　２．事業所が複数ある場合は、別葉で添付すること。

様式第四（第五十三条関係）

フロン類回収業者変更届出書

年　　月　　日

長崎県知事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

　　年　　月　　日付け第　　号で登録を受けた以下の事項について変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第５７条第１項の規定により、必要な書類を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

フロン類回収業廃業等届出書

年　　月　　日

長崎県知事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第５９条において準用する同法第４８条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

フロン類回収業者であった者の氏名又は名称	
登録番号及び登録年月日	第　　号 年　　月　　日
届出者とフロン類回収業者との関係	
廃業等の理由（該当するものに○を付すこと。）	1　死亡 2　法人が合併により消滅 3　法人が破産手続開始の決定により解散 4　法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により解散 5　登録に係るフロン類回収業の廃止

備　考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。